

事務連絡
平成24年5月24日

各障害者支援施設 施設長 様

三重県健康福祉部障がい福祉課長

施設入所支援にかかる報酬の算定について

平素は、県の障がい福祉行政の推進にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、平成24年4月の報酬改定により算定要件が変更となった「**重度障害者支援加算Ⅱ**」について下記の点にご注意いただき、万一、誤った請求を行っている場合には、自主的に返還等の手続きを行っていただきますようお願いいたします。

記

「**重度障害者支援加算Ⅱ**」において、算定を開始した日から起算して90日以内の期間についてさらに算定できる加算（700単位）については、重度の行動障がいをもつ者が、入所の初期段階において、環境の変化等に適応するため特に手厚い支援を要することを評価した加算であることから、以前から入所している者が4月の算定要件の変更により「**重度障害者支援加算Ⅱ**」の対象となった場合には、700単位の算定対象となりません。

ただし、1～3月中に新たに入所した者が、4月の算定要件の変更により「**重度障害者支援加算Ⅱ**」の対象となった場合は、入所から90日以内の期間であれば、4月から算定対象となります。

事務担当 三重県健康福祉部障がい福祉課 生活支援グループ 電話 059-224-2266 FAX 059-228-2085
